

令和7年第4回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 4月25日

閉 会 4月25日

令和7年第4回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和7年4月18日					
招集年月日	令和7年4月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和7年4月25日 午後6時00分					
及び宣言	(閉会) 令和7年4月25日 午後6時15分			議長 鈴木 敏 秋		
委員 応 召 及 出席者氏名 出席委員 8名 欠席委員 1名 ○ 出席 × 欠席 遅 遅 早 刻 早 早退	議席番号	氏 名	出 欠 の 別	議席番号	氏 名	出 欠 の 別
	1	岩 坂 弘 樹	○			
	2	森 宏 樹	○			
	3	丸 山 由美子	○			
	4	山 口 公 仁	○			
	5	久 末 善 輝	×			
	6	菊 池 和 雄	○			
	7	森 光 行	○			
	8	山 下 敏 雄	○			
	9	鈴 木 敏 秋	○			
議事録署名委員	二番 森 宏 樹			六番 菊 池 和 雄		
農 地 最 適 化 推 進 委 員						
農 業 委 員 会 事 務 局 職 員 名 の 氏 名	局長 杉 野 匡			参事 片 石 明		
	主事 野 坂 浩 亮					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農業委員会事務局職員の任免について
第 5	議案第 1 号 現況証明願いについて
第 6	議案第 2 号 農業委員の辞任について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、令和7年第4回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は8名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が
成立いたします。

(午後6時00分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、2番 森宏樹委員、6番 菊池委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について

議 長

日程第4、報告第2号 農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 議案第1号 現況証明願いにつて

議 長

日程第5、議案第1号 現況証明願いについてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

2番委員

4月16日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員1名の同行により、番号1について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は字北村〇〇番〇、申請者は乙部町の〇〇〇〇〇〇さんで、年月日不詳であるが、不耕作となって数十年以上が経過し、現在は原野化しています。

当該地については、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第 6 議案第 2 号 農業委員の辞任について

議 長

日程第 6、議案第 2 号 農業委員の辞任についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第 2 号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明します。

本件は、去る 4 月 11 日付けにて〇〇〇〇委員より上ノ国町長宛に 4 月 30 日をもって農業委員を辞職したい旨の届出がありました。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項では「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されています。

〇〇委員の辞任の理由は、一身上の都合によるもので、本人と家族からは昨年末より体調などに不安があり、委員を続けていくことが困難と判断し辞意を決意したとのことで、社会通念上の一般的な良識から、辞任はやむを得ないと判断されることから、〇〇委員の辞任について同意が妥当と考えます。

なお、〇〇委員の辞任に伴い委員数が減となることから、上ノ国町農業委員会の委員の選任に関する規則第 9 条の規定により、「速やかに委員の補充に努めなければならない。」こととされています。補充に当たっては推薦及び募集などの方法についての周知、公告を経て、候補者を選任、更には議会での承認といった手続が必要であります。

今後の日程としては、広告による募集期間が 28 日間以上必要で、最短でも 9 月議会での議決を得て補充となりますが、〇〇委員の任期が令和 8 年 7 月 19 日までであることから、補欠委員の任期が 10 カ月程度と短いことや、更には欠員による農業委員会における所掌事務への影響はないものと判断されることから、特に規定はありませんが、

農業委員会として〇〇委員の辞任同意と併せ、本件に対する欠員の補充については直ちに補充する必要はないものと判断する旨を申し添え、上ノ国町長へ答申することとする。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

8 番委員

規定や定款に問題はないのか。書き方によって意味が違ってくる。

事務局

表現は努力義務的な表現となっている。事務局としては次期改選に合わせ他町を参考に、補充に係る基準について規則を改正したい。

8 番委員

何人までは補充しないとか、何人なら補充するとかきちんと定めた方が良い。

議 長

そのほか本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。
これをもって、令和7年第4回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

（午後6時15分）

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長

鈴木敏秋

署名委員

森 宏樹

署名委員

菊 池 和 雄